

(別記3)

### 総合評価点評価基準(標準型)

標準型の評価に関する評価項目及び基準は以下のとおりとし、標準型における加算点の最高点は67.5点(又は87.5点)とする。(発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は69.25点又は89.25点)

なお、評価基準における基準日は開札日を基本とするが、年度の実績で評価する項目もあるため、技術提案書の作成にあたっては、「総合評価方式様式関係記載留意事項」で各評価項目の評価基準を確認すること。

#### ●特記事項

- 1 工事番号 25-41350-0323  
2 工事名 砂防(交付)工事(法面)  
3 工事箇所 耶麻郡西会津町下谷地内(長谷川筋)

以下の番号(※○)の具体的な内容は、共通事項の番号(※○)に対応している。

番号	評価基準	左記の具体的な内容	
※1	同種・類似工事	アンカー工事(グラウンドアンカーに限る) 施工数量 N=20本以上	
※2	施工実績指定金額	5千万円	
※3	優良工事表彰部門	法面処理工事に関する表彰 ※部門は問わない	
※4	技能士資格	—	
※5	技術者保有資格	1級土木施工管理技士	
※6	同一市町村内工事実績の対象となる市町村	耶麻郡西会津町	
※7		地域要件	県内
※8	入札参加者の所在地等の評価対象		
	入札参加者の所在地	上位点	※6の市町村
		中位点	喜多方建設事務所管内 (猪苗代土木事務所管内を除く)
		下位点	猪苗代土木事務所管内
	消防団への継続加入状況 (加入消防団の所在地)	上位点	喜多方建設事務所管内 (猪苗代土木事務所管内を除く)
		下位点	猪苗代土木事務所管内
	ボランティア活動への取組み、※10～※13	喜多方建設事務所管内	
※9	指定枚数等	様式9号はその1、その2で各1枚(A4判片面)以内 (資料添付不可)	
※10	災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結 若しくは 防疫対策業務実績 又は 防疫対策協定締結	《一般土木工事、舗装工事》 ※10～※13から2項目まで選択可能。 《建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事》 ※10～※13から2項目まで選択可能。 ※13は維持補修業務のみ評価対象。	
※11	新卒・離職者の雇用実績	《上記以外の工事》	
※12	雇用の維持・確保	※10～※12から2項目まで選択可能。	
※13	除雪、維持補修業務の履行実績	注)選択した2項目のみ記載すること。	

※14	技術提案項目	具体的な評価内容		具体的な評価基準
		1	アンカーワーク施工時の安全確保に関する技術提案	
		2	受圧板設置の施工管理に関する技術提案	
※15	技術提案の指定枚数等		※14で設定された各技術提案項目につき様式10号1枚(A4判片面)以内(資料添付不可)	
※16	橋梁、ポンプ等の工場製作を含む工事の評価対象技術者		—	
※17	ふくしまME資格保有(上位コースの設定)		—	
※18	施工計画適切性の評価項目		P.2参照	

#### ※18 施工計画適切性の評価項目

当該入札案件における施工計画適切性の評価項目は、下記のとおり。

大項目	中項目
様式第9号(その1)	
1 工程計画	(1)主要工種 (2)工程順序 (3)全体日数とその根拠 (4)着手時期と主要工種の施工時期及び社内検査
様式第9号(その2)	
1 工程管理計画	(1)工程管理手法 (2)工程遅延の防止策及び対応策
2 品質管理計画及び出来形管理計画	(3)アンカーワークの品質管理 (4)アンカーワーク施工時の不可視部分の出来形管理 (5)社内検査
3 安全管理計画	(6)工事の施工に係る安全管理体制 (7)第三者に対する安全管理
4 環境配慮	(8)周辺自然環境への配慮 (9)周辺住環境への配慮
5 施工上の工夫 (環境配慮を除く)	(10)アンカーワークの施工に関する工夫

#### ●様式第9号の記載留意事項

様式第9号については、入札参加者の技術力を評価する様式です。

なお、作成にあたり、第三者(入札参加者以外のコンサル・専門業者等)からの助言を受けること自体は原則に反しないとしますが、技術提案書が他の入札参加者と酷似している等、入札参加者自らが作成していない可能性があると発注者が判断した場合、ヒアリングを実施しますので留意願います。

●共通事項

①企業の技術力(実績・経験等)に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の施工実績がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	1.0点	／1.0
	上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績評定が75点以上の施工実績がある場合		／1.0
	・成績評定が85点以上	1.00点	
	・成績評定が80点以上85点未満	0.75点	
	・成績評定が75点以上80点未満	0.50点	
	上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去10年度以内に福島県発注の同種・類似工事(※1)で、指定部門(※3)の優良工事表彰の受賞実績がある場合	1.0点	／1.0
	上記以外	0点	
品質管理能力	入札参加者がISO9001の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
技術者確保数 (当該工事に配置可能な監理技術者等の人数を評価)  *配置可能とは開札日時点です。 他の工事に配置されていない場合等をいう。(詳細は総合評価方式様式関係記載留意事項を確認のこと。)	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)以上の場合	0.5点	／0.5
	当該工事に配置可能な監理技術者又は主任技術者の人員数が指定人数(簡易型4人、標準型9人)未満の場合に、 指定した技能士資格(※4)の1級技能士を合算して指定人数となる場合 (下請業者における1級技能士も合算可)	0.5点	
	上記以外	0点	
	県発注工事において過去1年内に竣工検査を受けた工事で発注工事と同一の発注種別の週休2日確保工事実施証明書がある場合	0.25点	
週休2日確保工事	上記以外	0点	／0.25
	上記以外	0点	
ICT活用工事 (一般土木工事、舗装工事に限る。)	県発注工事において過去1年内に竣工検査を受けた工事でICT活用工事実施証明書がある場合	0.25点	／0.25
	上記以外	0点	
建設キャリアアップシステム	建設キャリアアップシステムに企業が登録し、 当該現場で運用する場合	0.25点	／0.25
	上記以外	0点	
	上記以外	0点	

ふくしまME資格保有 (一般土木工事、 舗装工事に限る。) ふくしまME(メンテ ナンスエキスパート)	・(※17)の上位コースの認定を受けた技術者 が1名以上いる場合	0.5点	／0.5 注1
	・基礎コースの認定を受けた技術者が1名以上 いる場合	0.25点	
	上記以外	0点	
小計点①			／4.5 注1

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は5.25点

## ②配置予定技術者の技術力(実績・経験等)に対する評価

評価内容	評価基準	配点	得点
資格の保有年数 又は 継続教育	・(※5)の資格を保有して10年以上の経験がある場合	0.5点	／0.5
	・上記で得点できない場合で、(※5)の資格を保有して継続教育(CPD)制度に継続参加中である場合	0.5点	
	・上記以外	0点	
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事(※1)において、請負金額が指定金額以上(※2)の工事経験(監理技術者 <sup>(注1)</sup> 、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合 ただし、建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合は過去15年以内とする	1.0点	／1.0
	・上記以外	0点	
工事成績 (福島県発注の工事について評価)	過去5年以内(ただし、開札日の属する月の3月前の末日まで)に福島県発注の同種・類似工事(※1)において、工事成績点が80点以上の工事経験(監理技術者 <sup>(注1)</sup> 、主任技術者又は現場代理人としての経験)がある場合		／1.5
	・成績評定が85点以上	1.5点	
	・成績評定が80点以上85点未満	1.0点	
	・上記以外	0点	
優良工事表彰 (福島県の優良工事表彰の有無について評価)	過去に福島県発注の同種・類似工事(※1)で、指定部門(※3)において、監理技術者 <sup>(注1)</sup> 、主任技術者又は現場代理人として優良工事表彰の受賞経験がある場合	1.0点	／1.0
	・上記以外	0点	
小計点②			／4.0

(注1)監理技術者には専任特例2号の監理技術者としての経験を含む。

③企業の地域社会に対する貢献度を評価

評価内容	評価基準	配点	得点
障がい者雇用の実績	法定義務のある企業にあっては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用義務が達成されている場合、法定義務のない企業にあっては障がい者雇用がある場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
安全管 理	過去10年以内に企業として国及び国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において受賞実績がある場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
環境への配慮	入札参加者がISO14001の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
県内業者の活用	1 県内業者にあっては、当該工事の請負金額の80%以上を県内業者(下請を含む)により施工する場合	1.5点	／1.5
	2 県外業者にあっては、当該工事の請負金額の50%以上を県内業者(下請を含む)により施工する場合		
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (働く女性応援)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「働く女性応援」の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
次世代育成支援 (仕事と生活の調和)	福島県次世代育成支援企業認証制度による「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
新 分 野 進 出	福島県建設業新分野進出企業認定事業の認定を受けている場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
健康経営優良事業所	ふくしま健康経営優良事業所に認定されている場合	0.5点	／0.5
	上記以外	0点	
若手・女性技術者の配置 (40歳未満の男性技術者又は全ての女性技術者)	「配置予定技術者」に若手・女性技術者を配置する場合	0.50点	／0.5
	「現場代理人」に若手・女性技術者を配置する場合	0.25点	
	上記以外	0点	

同一市町村内の工事実績	(1)一般土木工事又は舗装工事の場合 過去3年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合(一般土木工事又は舗装工事の工事実績に限る)		／2.5	
	・3件以上	2.5点		
	・2件	1.5点		
	上記以外	0点		
	(2)上記以外の発注種別の場合 過去10年以内に(※6)市町村内において、公共工事の工事実績がある場合(同一発注種別の工事実績に限る)			
	・1件	2.5点		
	上記以外	0点		
入札参加者の所在地	入札参加業者の本店、準本店又は支店等(以下「本店等」という。)の所在地が、下記管内にある場合	(注3)	／5.0	
	・(※8上位点)の市町村 <sup>(注1, 2)</sup>	本店 準本店 支店等		
		5.0点 4.0点 3.0点		
	・(※8中位点)の管内 <sup>(注1)</sup>	本店 準本店 支店等		
		3.0点 2.0点 1.5点		
	・(※8下位点)の管内 <sup>(注1)</sup>	本店 準本店 支店等		
		2.0点 1.0点 0.5点		
	上記以外	0点		
ボランティア活動への取組み状況	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で過去3年間以上継続してボランティア活動の実績がある場合	2.0点	／2.0	
	上記以外	0点		
消防団への継続加入状況	下記管内の消防団に、過去1年間以上継続加入している者を1名以上雇用している場合		／1.0	
	・(※8上位点)の管内	1.0点		
	・(※8下位点)の管内	0.5点		
	上記以外	0点		

(注1)開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。(委任の有無は問わない。)

(注2)工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、「入札参加者の所在地」における同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき建設事務所管内の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

(注3)上段は本店の配点、中段は準本店の配点、下段は準本店に該当しない支店等の配点。  
なお、本店・準本店・支店等については、「地域要件毎の評価対象」を参照。

評価内容	評価基準	配点	得点
(※10) 災害時の出動実績 又は 災害時の応援協定締結	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 (1)県管理施設の実績の場合 ・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合 ・過去3年以内に災害時出動実績がある場合 ・災害応援協定締結がある場合 (2)国、市町村管理施設の実績の場合 ・過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合 ・過去3年以内に災害時出動実績がある場合 ・災害応援協定締結がある場合 上記以外	3.5点 3.0点 2.0点  3.0点 2.5点 1.5点  0点	/3.5
若しくは 家畜伝染病に係る 防疫対策業務実績 又は 防疫対策業務協定締結	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 ・過去3年以内の防疫業務実績かつ防疫対策業務協定締結がある場合 ・過去3年以内に防疫業務実績がある場合 ・防疫対策業務協定締結がある場合 上記以外	3.5点 3.0点 2.0点  0点	/3.5
(※11) 新卒・離職者の雇用実績	(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合 ・過去1年以内に新卒者又は離職者を2名以上雇用(正規雇用)している ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している ・過去1年以内に新卒者又は離職者を1名雇用(正規雇用)している 上記以外	2.5点  1.5点  0点	/2.5
(※12) 雇用の維持・確保	(※8)管内に本店等がある企業が、下記に該当する場合 ・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前より増えている ・東日本大震災による被災者等を1名以上雇用(正規雇用)している企業又は被災、避難企業と当該工事において下請契約を行う ・当該管内における従業員数(正規雇用)が1年前と同じ 上記以外	2.5点  1.5点  0点	/2.5

<p>(※13) 除雪、維持補修業務の履行実績</p> <p>※一般土木工事及び舗装工事の場合、除雪と維持補修の両方評価対象。</p> <p>※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合、維持補修のみ評価対象。</p>	<p>(※8)管内に本店等がある企業が、当該管内で下記に該当する場合</p> <p>(1)県管理施設の実績の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業により企業として感謝状の贈呈を受けたことがある</li> <li>・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある</li> <li>・直前の5年度間連続して県が発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある</li> <li>・過去3年以内に県が発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合</li> </ul> <p>(2)国、市町村管理施設の実績の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務と維持補修業務の両方の履行実績がある</li> <li>・直前の5年度間連続して国、市町村のいずれかが発注する除雪業務又は維持補修業務のいずれかの履行実績がある</li> <li>・過去3年以内に国、市町村のいずれかが発注する除雪業務又は維持補修業務を履行した実績がある場合</li> </ul> <p>上記以外</p>	<p>3.5点</p> <p>2.5点</p> <p>2.0点</p> <p>3.0点</p> <p>2.0点</p> <p>1.5点</p> <p>0点</p>	<p>／3.5</p> <p>／22.0 注1</p>

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は23.0点

### ●地域要件毎の評価対象

＜支店等＞とは

県内に本店を有する企業(県内企業)の支店・営業所であって、開札日時点で有効な福島県工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。そのため、「入札参加者の所在地」、「ボランティア活動への取組み」、「消防団への継続加入」、「災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結」、「新卒・離職者の雇用実績」、「雇用の維持・確保」、「除雪・維持補修業務の履行実績」については、県外に本店を有する企業は評価の対象とならない。

＜準本店＞とは

支店等のうち、地域要件ごとの評価対象地域において、過去3年以内に国・県・市町村のいずれかが発注した除雪・維持補修業務等の履行実績があるものをいいます。

＜委任なし支店等＞とは

建設業法の許可を受けているが、委任していない支店・営業所(県内企業)。

## ●除雪・維持補修業務について

準本店の要件及び(※13)における除雪・維持補修業務の対象施設と業務内容については次のとおり。

### 【対象施設】

国、県、市町村が管理し、以下の①～③に該当する施設。

①不特定多数の人が利用する公共施設

(例:道路、水道施設、行政庁舎・警察庁舎、公園等)

②県民の安全・安心を確保する施設

(例:河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設等)

③その他公共の用に供する施設(例:学校、公営住宅等)

○職員公舎や資材倉庫など直接県民の安全・安心に関わらない施設は対象外とする。

### 【業務内容】

①除雪業務

冬期間を通じて、国、県、市町村と除雪又は融雪剤散布の契約をした者。

②維持補修業務

年間を通じて、国、県、市町村と維持補修の契約をした者又は、自然災害や水道管破裂など突発的な事象に対して緊急対応を行った者。

### i ) 入札参加者の所在地

#### 上位点

(加算点が5.0点(本店)、4.0点(準本店)又は3.0点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管 内	
隣接3管内	
県 内	同一市町村内(注3)
全 国	

(注1)入札参加者とは別に、委任なし支店等を有する場合は、配点が高い方で評価。

(注2)評価する支店等は、開札日時点で建設業法の許可を受けてから3年を経過している支店等とする。

ただし、建設業法の許可を受け3年を経過している本店や支店等が企業合併により支店等になった場合はこの限りでない。

(注3)工事箇所が南会津町又は北塩原村の場合、同一市町村内の評価対象は工事箇所と同一土木事務所管内の場合に限る。工事箇所がいわき市の場合、いわき市の企業は上位点(同一市町村内)で評価する。

#### 中位点

(加算点が3.0点(本店)、2.0点(準本店)又は1.5点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管 内	
隣接3管内	
県 内	土木事務所管内
全 国	

下位点

(加算点が2.0点(本店)、1.0点(準本店)又は0.5点(本店・準本店以外)となる場合)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等・委任なし支店等) (注1、2)
管 内	—
隣接3管内	建設事務所管内
県 内	
全 国	県 内

ii )ボランティア活動への取組み

地域要件	評価対象となる入札参加者 者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象となるボラン ティア活動を行った場所	評価対象となる 期間と実績件数
管 内	土木事務所管内(注4)		
隣接3管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国	県 内		

(注4)工事箇所がいわき市の場合、建設事務所管内とする。

iii)消防団への継続加入

上位点(加算点が1.0点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内		
隣接3管内	土木事務所管内 (注4)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
県 内		
全 国	県 内	

下位点(加算点が0.5点となる場合)

地域要件	評価対象となる 加入消防団の所在地	評価対象となる期間
管 内		
隣接3管内	建設事務所管内 (注5)	過去1年以上継続雇用している社員が 過去1年以上継続して消防団員である
県 内		
全 国	—	

(注5)工事箇所がいわき市の場合、該当なし。

iv) 災害時の出動実績又は災害時の応援協定締結

若しくは

家畜伝染病に係る防疫対策業務実績又は防疫対策業務協定締結

災害時		評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	災害時出動実績又は災害応援協定締結	配点(注7)						
地域要件				災害応援協定締結がある場合 (注6)	過去3年以内に災害時出動実績がある場合	過去3年以内の災害時出動実績かつ災害応援協定締結がある場合				
管内		土木事務所管内(注4)		2.0点 1.5点	3.0点 2.5点	3.5点 3.0点				
隣接3管内		建設事務所管内								
県内										
全国		県内								

若しくは

家畜伝染病		評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	防疫対策業務実績又は防疫対策協定締結	配点(注8)						
地域要件				防疫対策協定締結がある場合 (注6)	過去3年以内に防疫対策業務実績がある場合	過去3年以内の防疫対策業務実績かつ防疫対策協定締結がある場合				
管内		土木事務所管内(注4)		2.0点	3.0点	3.5点				
隣接3管内										
県内		建設事務所管内								
全国										

(注6) 災害応援協定締結及び家畜伝染病に係る防疫対策業務協定締結は、本店・準本店のみが評価対象。

(注7) 配点欄 上段：県管理施設の実績の場合

下段：国、市町村管理施設の実績の場合

(注8) 家畜伝染病に係る防疫対策業務協定は福島県との協定が評価対象。

v) 新卒・離職者の雇用実績

(新卒・離職者の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる新卒・離職者の勤務地	評価対象期間	雇用人数に対する配点					
				1名	2名以上				
管内	土木事務所管内(注4)		過去1年以内	1.5点	2.5点				
隣接3管内	建設事務所管内								
県内									
全国	県内								

(東日本大震災による被災者等の雇用実績の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価対象期間	雇用人数に 対する配点		
			1名以上		
管 内	土木事務所管内(注4)	平成23年3月11日 以降の雇用実績	2.5点		
隣接3管内	建設事務所管内				
県 内					
全 国	県 内				

vi)雇用の維持・確保

(雇用人数による評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	評価の対象となる従業員の勤務地	評価対象となる月日	雇用人数に 対する配点			
				同数	増加		
管 内	土木事務所管内(注4)	開札日における1年前との比較	1.5点	2.5点			
隣接3管内	建設事務所管内						
県 内							
全 国	県 内						

(東日本大震災に伴う被災者等の雇用維持の評価基準)

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	配点	
管 内	土木事務所管内(注4)	2.5点	
隣接3管内	建設事務所管内		
県 内			
全 国	県 内		

vii)除雪・維持補修業務の履行実績

地域要件	評価対象となる入札参加者の所在地 (本店・準本店・支店等)	除雪・維持補修業務の実績	配点(注7)								
			過去3年以内に1件以上の履行実績がある場合	直前の5年間連続して除雪業務または維持補修業務のいずれかの履行実績がある場合	過去5年度以内に福島県道路除雪表彰事業にと維持補修より企業として感謝状を受けた場合	直前の5年間連続して除雪業務の履行実績がある場合					
管 内	土木事務所管内(注4)	2.0点 1.5点	2.5点 2.0点	3.5点 —	3.5点 3.0点						
隣接3管内	建設事務所管内										
県 内											
全 国	県 内										

④施工計画適切性に対する評価(※18)

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画評価 (提出された技術審査書の内容を評価)	技術審査書の点数が93点以上の場合	10点	/10.0
	技術審査書の点数が86点以上93点未満の場合	9点	
	技術審査書の点数が79点以上86点未満の場合	8点	
	技術審査書の点数が72点以上79点未満の場合	7点	
	技術審査書の点数が65点以上72点未満の場合	6点	
	技術審査書の点数が58点以上65点未満の場合	5点	
	技術審査書の点数が51点以上58点未満の場合	4点	
	技術審査書の点数が44点以上51点未満の場合	3点	
	技術審査書の点数が37点以上44点未満の場合	2点	
	技術審査書の点数が30点以上37点未満の場合	1点	
小計点④			/10.0

⑤技術提案(技術提案項目(※14))

評価内容	評価基準	配点	得点
アンカー工施工時の安全確保に関する技術提案	削孔機械搬入・移設の安全対策に関する技術提案、アンカー孔削孔時の安全対策に関する技術提案、定着緊張時の安全対策に関する技術提案、その他の有効な技術提案	・判定方式	/10
受圧板設置の施工管理に関する技術提案	施工時の地山変状確認方法に関する技術提案、受圧板接地面の平坦性確保に関する技術提案、その他の有効な技術提案	・判定方式	/10
小計点⑤			/20

⑥品質確保等の確実性

評価基準	配点
低入札調査基準価格以上で応札した場合	7.0点

合計点	小計①～⑥の合計	/67.5 注1
-----	----------	-------------

注1:発注種別が一般土木工事又は舗装工事の場合は69.25点又は89.25点